



大津市公報

令 和 7 年 3 月 3 日
号 外 （第 8 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 7 大津市老人ホーム入所判定委員会規則の一部を改正する規則…………… 1
8 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
9 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4

○ 告 示

- 68 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める
省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準
を定める件第2項の規定により市長が定める要件について…………… 4
69 平成29年告示第64号（建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を登録建築物エネルギー消
費性能判定機関に行わせることについて）の一部改正…………… 5

○ 選挙管理委員会告示

- 2 平成11年選挙管理委員会告示第12号（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議
員及び長の選挙における投票区について）の一部改正…………… 5

規 則

大津市老人ホーム入所判定委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月3日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第7号

大津市老人ホーム入所判定委員会規則の一部を改正する規則

大津市老人ホーム入所判定委員会規則（平成24年規則第130号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1年」を「3年」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月3日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第8号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成26年規則第98号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「場合」の次に「（当該許可に係る土地と一団と認められる土地の区域において、当該土地の埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が3,000平方メートル以上となる場合を除く。）」を加える。

別表第1カドミウムの項中「日本産業規格K0102」を「日本産業規格K0102-3」に、「規格」を「規格3」に、「55.2、55.3又は55.4」を「14.3、14.4又は14.5」に改め、同表全シアン^{フル}の項中「規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11）」を「日本産業規格K0102-2（以下「規格2」という。）の9に定める方法（規格2の9.2及び9.3.3）に改め、同表有機燐^{リン}の項中「規格31.1」を「日本産業規格K0102-4の7.2」に改め、同表鉛の項中「規格54」を「規格3の13」に改め、同表六価クロムの項中「規格65.2（規格65.2.7）」を「規格3の24.3（規格3の24.3.7）」に、「規格65.2.6」を「規格3の24.3.2」に改め、同表砒素^{ヒ素}の項中「規格61」を「規格3の20」に改め、同表セレンの項中「規格67.2、67.3又は67.4」を「規格3の26.2、26.3又は26.4」に改め、同表ふっ素^{フッ素}の項中「規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4」を「規格2の

5.2.2、5.3若しくは5.4」に、「規格34.1.1(c)」を「規格2の5.2.2」に改め、「及び規格34の備考1」を削り、同表ほう素の項中「規格47.1、47.3又は47.4」を「規格3の5.2、5.5又は5.6」に改める。

第2条 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第10号を次のように改める。

(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けて行う行為

第8条第1項第13号中「及び構造計算書」を削り、同条第2項第3号中「別表第1」を「別表」に改める。

第12条第2項中「第15条第1項第16号」を「第15条第1項第15号」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条を削る。

第16条の2中「第16条第1項第13号」を「第16条第1項第11号」に改め、同条を第16条とする。

第17条中「第14号及び第15号」を「第13号及び第14号」に改める。

第24条第5項及び第27条第3号中「別表第1」を「別表」に改める。

第31条第2項第7号中「及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」及び「(一時堆積事業を廃止しようとする場合にあっては、特定事業による土壌の汚染を防止するために講ずる措置)」を削る。

第36条中「いっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害若しくは」を削り、「発生し」を「生じ」に、「発生する」を「生じる」に改める。

第40条を削り、第41条を第40条とし、第42条を第41条とし、第43条を第42条とする。

別表第1を別表とし、別表第2及び別表第3を削る。

様式第2号中

「

特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	

を

「

事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	
---------------------------------	--

に改める。

」

様式第3号中

「

特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害防止の措置	
事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	

を

「

事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	
---------------------------------	--

に改める。

」

様式第5号中

「			
	土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置		を
	特定事業の施行後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置		
」			

「			
	特定事業の施行後の事業区域の地貌がその周辺の地域の景観と著しく不調和とならないために講ずる措置		に改める。
」			

様式第7号中

「			
	特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置		を
	事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置		
」			

「			
	事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置		に改める。
」			

様式第12号中

「			
	特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害防止の措置		を
	事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置		
」			

「			
	事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置		に改める。
」			

様式第28号、様式第30号及び様式第32号中「及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削る。
様式第39号中「（第41条関係）」を「（第40条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中第5条第5号の改正規定及び次項の規定 令和7年4月1日
 - 第2条及び附則第3項の規定 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項の規定による公示の日又は法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日
- 第1条の規定による改正後の第5条（第5号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年4月1日以降に開始する特定事業について適用し、同日前に開始した特定事業については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則様式

第2号、様式第3号、様式第5号、様式第7号、様式第12号、様式第28号、様式第30号及び様式第32号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月3日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第9号

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則（平成30年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号イ中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する旧宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する」に改め、同条第3号イ中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項の規定による公示の日又は同法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日から施行する。ただし、第11条第3号イの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第1号イの規定は、この規則の施行の日以後に行う大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成29年条例第53号）第11条に規定する申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

告

示

大津市告示第68号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件（令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。）第2項の規定により、基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを次のように定め、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月3日

大津市長 佐 藤 健 司

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること。
- (2) 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
- (3) 屋根が茅葺であること。
- (4) 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当すること。

- (ア) 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること。
- (イ) 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
- (ウ) 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
- (エ) 工法について、貫工法であること。
- (カ) 柱、梁、母屋及び土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。

イ 次の(ア)から(カ)までのいずれか1つ以上又は(エ)から(カ)までのいずれか3つ以上に該当すること。ただし、アの(ア)から(カ)までのいずれにも該当しない場合は、次の(ア)から(カ)までのいずれか1つ以上又は(エ)から(カ)までのいずれか3つ以上（(エ)又は(カ)を含むものに限る。）に該当すること。

(ア) 屋根が次のいずれかの構造であること。

- a 化粧野地天井
- b 面戸板現し
- c せがい造り

- (イ) 床が板張りであること。
- (ウ) 窓の過半が地場製作の木製建具であること。
- (エ) 主たる居室の天井が竿縁天井又は網代天井であること。
- (オ) 縁側（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7メートル以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合にあっては、その合計）が3.64メートル以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。
- (カ) 滋賀県産材を7.5立方メートル以上（そのうち構造材に3立方メートル以上）使用していること。
- (キ) 柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9メートル以上の軒（ケラバの部分を除く。）を設けていること。
- (ク) 自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。

大津市告示第69号

平成29年告示第64号（建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることについて）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月3日

大津市長 佐 藤 健 司

「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第8条」を「第10条」に改める。

選挙管理委員会告示

大津市選挙管理委員会告示第2号

平成11年選挙管理委員会告示第12号（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票区について）の一部を次のように改正する。

令和7年3月3日

大津市選挙管理委員会

委員長 岡 本 紘 忠

大津市投票区画表第29区の項中「真野三丁目の一部（20街区）、」を削り、同表第30区の項中「の一部（1街区から19街区まで、21街区から32街区まで）」を削り、同表第50区の項中「弥生町」の次に「の一部（9街区、10街区、14街区から16街区まで）」を加え、同表第54区の項中「唐崎一丁目」を「弥生町の一部（1街区から8街区まで、11街区から13街区まで）、唐崎一丁目」に改め、同表第57区の項中「、山上町の一部（777番地から910番地まで）」を削り、同表第64区の項中「の一部（1番地から776番地まで）」を削り、同表第73区の項中「におの浜一丁目、」及び「、打出浜の一部（1街区から3街区まで、13街区から15街区まで）」を削り、同表第75区の項中「打出浜の一部（4街区から12街区まで）」を「におの浜一丁目、打出浜」に改める。